

会 則

2013年(平成25)4月1日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、放送大学島根同窓会（以下「本会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局は、松江市白潟本町4-3 放送大学島根学習センター内に置く。

(連 携)

第3条 放送大学各学習センター同窓会と連携、協調、親睦を図る為、放送大学同窓会連合会に参加する。

(目 的)

第4条 本会は、会員相互の交流と親睦を通して相互研鑽を図り、併せて島根学習センターの発展と地域・社会への貢献に寄与することを目的とする。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、放送大学を卒業し、または放送大学大学院を修了した者で、所定入会手続き及び会費を納入した者とする。

(特別会員)

第6条 本会に次の特別会員を置くことができる。

(1) 島根学習センターの客員教授及び客員教授であった者で、本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者。

(入 会)

第7条 本会の入会は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、申込みものとする。

2 会費の納入については、別途定める方法によるものとする。

3 前項の入会手続き及び会費の納入については、特別会員にも準用する。

(退 会)

第8条 本会の退会は本人の死亡及び本人の申し出によるもののほか、次の各号に該当する場合は、役員会の議を経て退会させるものとする。

(1) 会費の納入遅延が1年以上に及ぶ者

(2) 本会の名誉を著しく傷つけた者

第3章 総会

(総会)

第9条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 総会は、最高議決機関である。

(総会の機能)

第10条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 活動報告及び収支決算
- (2) 活動計画及び収支予算
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改廃
- (5) その他、本会に関する重要事項

(総会の開催)

第11条 通常総会は、毎年度定期的に1回開催する。

2 臨時総会は、必要に応じて会長がこれを招集する。また、会員の5分の1以上の者から招集の請求のあるときは、会長は、これを招集しなければならない。

(総会の招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第13条 総会の議長は、総会に出席している会員の中から選任する。

(総会の議決)

第14条 総会の議決は、出席者の過半数の賛成により議決する。ただし可否同数のときは議長がこれを決する。

(議事録)

第15条 総会においては、議事録を作成し、議長他1名が署名し、これを事務局に保存し、会員の請求があれば公開しなければならない。

第4章 役員及び役員会

(役員構成)

第16条 本会には次の役員会をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名 (東部2名、西部1名)
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 1名

(役員を選任等)

第17条 役員（顧問を除く）は、総会において選任する。

2 顧問は島根学習センター長に委嘱する。

（役員職務）

第18条 役員職務は次のとおりとする。

（1）会長は、本会を代表し、会務を統括する。

（2）副会長は、本会を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（3）理事は、本会の事務局業務及び会計業務を分担するとともに、本会運営上の事項を審議し会務を執行する。

（4）監事は、本会の会計及び業務を監査する。

（5）顧問は、会の運営等について助言する。

（役員任期）

第19条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたとき、または、理事の増員を必要としたときは、役員会で補欠者を選任することができる。

3 前項により選任された者の任期は、前任者の残任期間、または、他の役員任期満了日までとする。

（役員会）

第20条 役員会は、総会に付議する事項、及び会の執行に関する事項を議決する。

2 役員会の議事録は、総会の規定に準じる。

3 役員会は、構成員の過半数の出席によって成立する。

4 役員会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。

（相談役）

第21条 本会に、相談役を置くことができる。

2 相談役は、歴代の島根学習センター長に委嘱する。

3 相談役は、会の運営等について会長の諮問に応ずる。

第5章 会計

（経費）

第22条 本会の経費は、会費、寄付金、雑収入をもって充てる。

（会費）

第23条 会員及び特別会員の会費は、5ヵ年分で3,000円とし、入会時及び5年ごとに一括して納入するものとする。

2 既納の会費は、返還しない。

3 領収書の発行は希望者のみとする。

（会員の負担する経費）

第24条 本会の主催する各種の事業に参加することにより支出する経費は、

原則として参加者の負担によるものとする。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑則

(書類の保存)

第26条 本会の活動に必要とする関係書類、帳簿類の保存期間は、別に定める。

(雑則)

第27条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議を経て、会長が定める。

附 則

1. この会則は、2013年4月1日から施行する。
2. 会則第13条の規定にかかわらず、総会の議長は会長が務める。

施行規則

(事務局業務及び会計業務担当者)

第1条 会則第18条第3号における事務局業務及び会計担当者は、会長が指名する。

(書類の保存期間)

第2条 会則26条の保存期間は、次のとおりとする。

(1) 永久保存

会の設立に関する資料、活動資料、総会資料及び会員名簿など、会の運営の根幹に係る資料

(2) 6年間保存

主に会計資料の帳簿、帳票類など

附 則

この規則は、2013年(平成25)4月1日から施行する。